

令和 6 年

第 1 2 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和6年第12回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料 1 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 条 例	改 正 条 例
(期末手当等) 第4条 通勤手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和32年赤穂市条例第163号)の適用を受ける職員の例による。 2 略 3 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡、又は失職の日現在)において、同項に規定する者が受けるべき給料月額及びその給料月額に規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は辞職等による選挙又は選任により、再び職員となつた者の受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き職員の職にあつたものとみなす。 (1) ？ 略 (4) 略 4 略	(期末手当等) 第4条 通勤手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和32年赤穂市条例第163号)の適用を受ける職員の例による。 2 略 3 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡、又は失職の日現在)において、同項に規定する者が受けるべき給料月額及びその給料月額に規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は辞職等による選挙又は選任により、再び職員となつた者の受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き職員の職にあつたものとみなす。 (1) ？ 略 (4) 略 4 略